

## 工事設計変更事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う工事請負契約変更の取扱について必要な事項を定め、もって事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 「設計変更」とは、岡崎市工事請負契約約款の規定により元設計を変更することをいい、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者と協議することを含むものとする。

### (設計変更のできる理由)

第3条 設計変更のできる理由は、次に掲げる理由により、やむを得ず元設計を変更する必要がある場合とする。

- (1) 発注後に発生した外的条件によるもの
  - ア 自然現象、その他不可抗力による場合
  - イ 他事業及び施工条件等に関連する場合
  - ウ 地元調整等の処理による場合
  - エ 安全対策に基づく場合
- (2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの
  - ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
  - イ 地盤支持力の確認に基づく場合
  - ウ 土質の確認に基づく場合
  - エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
  - オ 建設リサイクル法に基づく場合
  - カ 諸経費調整に基づく場合
  - キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
  - ク 測量・地質調査等に判明が不可能な場合
  - ケ その他確認困難な要因及び誤測等でやむを得ない場合
- (3) 予算処理に基づくもの
- (4) 認可条件等の処理に伴うもの

### (設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内の場合（ただし、別件発注するのが妥当な場合を除く。）
- (2) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセントを超えるものであって、現に施行中の工事と分離して施行することが著しく困難な場合
- (3) 設計変更により減額する場合

### (設計変更の手続き)

第5条 設計変更の手続きは、次の各号によるものとする。

- (1) 設計変更は、その必要が生じた都度、監督職員が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認したうえで行わなければならない。
  - (2) 監督職員は、当該変更の内容について変更理由書(様式第35号)を添付した工事設計変更協議書(様式第33号)に整理し、直属の部長の承認を得たうえで、現場代理人に対し設計変更協議書(様式第34号)により工事設計変更の協議を行わなければならない。
  - (3) 前号の場合において、設計変更による増減見込額が当初契約金額の10%又は300万円以下であるときは、直属の課等の長の承認をもって直属の部長の承認に代えることができるものとする。
- 2 設計変更による予算執行伺書及び支出負担行為決議書の決裁及び合議については、別紙「執行伺・支出負担専決早見表(一般会計・特別会計)(平成30年4月1日より適用)」による。

### (契約内容の変更)

第6条 工事担当課長は、契約の内容を変更しようとするときは、工事請負契約変更協議書(様式第36号)により請負者と協議し、請負者に工事請負契約変更承諾書(様式第37号)を提出させるものとする。

2 前項の場合において、金額の変更を伴う変更契約を締結しようとする場合は、契約内容の変更に伴う変更契約金額の算定(様式第38号)を添付した変更支出負担行為決議書により決定するものとし、金額の変更を伴わない変更契約を締結しようとする場合は、変更契約締結伺いにより決定するものとする。

3 契約内容変更のうち工期の延長のみの変更の場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 請負者の事情による場合 工事担当課長は、契約期間延長願(様式第39号)を請負者に提出させ、その理由が妥当であると認めたときは、契約期間延長承諾書(様式第41号)により請負者に通知するものとする。

(2) 市の事情による場合 工事担当課長は、工事請負契約変更協議書(様式第36号)により請負者と協議し、工事請負契約変更承諾書(様式第37号)を提出させるものとする。

4 工事担当課長は、契約内容の変更により工期が延長された場合は、必要に応じて保証事業会社等に通知するものとする。

5 契約金額が100万円以下のもので請書(予決規則様式第78号)により契約を行っている場合において、請負者と契約の内容の変更について協議が整ったときは、契約変更請書(予決規則様式第79号)を提出させるものとする。

### (契約変更の手続)

第7条 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、契約条件等を著しく変更することとならないものは、工期の末までに行うことができるものとする。

2 契約変更に伴う予算執行伺書に添付する設計変更理由書には、第3条の内容に該当する項目を明記し、併せてその理由を具体的に記述しなければならない。(該当する事項が2以上となる場合も同様とする。)

附則

この要領は、平成6年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。